

福島県文化センター

第1節 概要

福島県文化センターは、地方自治法第244条第1項の規定に基づき、県民の文化の振興をはかることを目的として設置されたもので、福島県文化会館、福島県美術博物館、福島県歴史資料館の三つの施設をもって構成されている。

県は昭和45年9月開館当初から、このセンターの管理運営を財団法人福島県文化センターに委託し、同法人はこの施設の設置目的に沿って各種の文化事業を展開し、あるいは資料の収集、調査研究等を行うほか、この施設をその管理のもとに一般県民の文化活動の場として利用に供している。

1 業務内容

福島県文化センターを構成する各施設の業務内容は、概ね次のとおりである。

(1) 文化会館

- 文学、音楽、演劇、舞踊等の芸術の振興に関すること。
- 社会科学、自然科学等の学術の振興に関すること。
- 文化会館の施設、設備の利用に関すること。

(2) 美術博物館

- 美術資料の収集、保管及び展示に関すること。
- 美術資料に関する専門的又は技術的な調査研究に関すること。
- 美術資料に関する講演会、講習会等の主催及びその開催の援助に関すること。

(3) 歴史資料館

- 県に関する文書資料、考古資料、民俗資料その他の歴史資料の収集、整理、保管及び展示に関すること。
- 歴史資料の利用に関すること。
- 歴史資料に関する講演会、講習会、研究会等の主催及びその開催の援助に関すること。

2 運営

文化センターを構成する各施設は、財団法人福島県文化センターの事務組織によって運営されており、文化会館は企画課、美術博物館は美術資料課、歴史資料館は歴史資料課がそれぞれ担当してその業務を行い、文化センター館長が全体を統轄している。

昭和54年度は、過去8年にわたる実績の上に更によりよい教育文化施設づくりをめざし、次の事項に重点を置いて館の運営に当たった

- (1) 美術博物館、歴史資料館の資料の充実及び研究紀要、収蔵目録の作成。
- (2) 美術展、舞台芸術の鑑賞の機会を拡充し「動く文化センター」としての教育活動の充実。
- (3) 施設の改良保全による適正な維持管理

尚文化センターの運営に関し、館長の諮問機関として専門委員会が設置され、年4回委員会を開催して事業の

企画、実施について館長の諮問に応している。

財団法人福島県文化センター専門委員

佐藤 光（委員長）	菊池 貴晴
庄司吉之助（副委員長）	高橋良一郎
磯崎 康彦	高野 広治
岩崎 敏夫	武田 知行
大竹正三郎	本多 隼男
笠原 美禰	増田 忍石
春日部たすく	室井 康弘
亀井 正道	山川 忠義
河田 亨	山口 充
菅野 忠良	渡辺 到源
菅野 昭二	

第2節 施設・設備の概況

1 施設

所在地 福島市春日町5-54

敷地面積 21,600m²

建築面積 5,850m²

建築延面積 11,335m²

構造 鉄骨、鉄筋コンクリート造り

地下1階、地上3階、塔屋1階

竣工 昭和45年9月1日

施設の概要

(1) 本館

地階=中央監視室、空調 電気機械室、奈落

1階=大ホール(1951席)、小ホール(448席)

リハーサル室(109m²)、和室(20畳2室)

樂屋(4室)、浴室(2室)、視聴覚室(108席)、

会議室(24名)、I T V室、事務室、収蔵庫、その他

2階=会議室兼展示室(466m²)、事務室、収納室、食堂等

3階=展示室(505m²×2室)、ギャラリー(363m²) 事務室、倉庫等

(2) 歴史資料館

1階=展示室(180m²)、消火機械室、消毒室

2階=事務室、研究室、閲覧室、マイクロフィルム室、文書庫(272m²)等

3階=文書庫(272m²)、文化財収蔵庫(455m²)

2 設備

(1) 一般設備

空気調和設備=冷暖房、換気設備

給排水衛生設備=給排水、カス、浄化槽

防災設備=スプリンクラー、ドレンチャーラー、ガス消火設備

備(炭酸ガス及びハロンガス)、消火栓非常用

放送設備、避難誘導設備、煙熱感知器等